

第2回深谷市市有施設屋根貸し太陽光発電事業 公募要領

1 目的

地産地消・低炭素型のエネルギー構造の実現に向け、地域の特性を生かした新エネルギーの普及拡大と、市民・事業者への普及啓発、及び行政財産の有効活用を図ることを目的とし、既存の市有施設の屋根を貸し出し、太陽光発電事業を実施する事業者を募集する。

2 募集概要

(1) 企画提案

市有施設での太陽光発電事業（以下「本事業」という。）に応募する事業者（以下「応募者」という。）は、市に対して、下記の内容について企画提案書等を作成し提出する。

ア 市施設の使用料に関すること

イ 太陽光発電事業の遂行に関すること

ウ 市行政施策への提案

(ア) 非常用電源としての活用

災害時や非常時には、太陽光発電による電力を、市が無償で使用することができるよう、その方法を提案すること。

(イ) 環境教育への貢献について

市の環境政策への貢献、環境教育・学習への貢献等を社会貢献策として提案し、実施するものとする。ただし、市の支出を必要としない内容とする。

また、市又は各学校において、環境教育を推進するための事業を行う場合は、協力ができるようにすること。具体的な日程や内容等は、事業実施時に協議する。

(ウ) 市内事業者の活用について

事業実施の過程において、他の業者へ発注する業務等については、市内に事業所を有する事業者の積極的な活用を検討し、提案すること。

(2) 対象施設

- ・別紙1「屋根貸し対象施設一覧表」に示す、市が指定する市有施設。
- ・複数の建物が対象となっている施設の場合、一施設につき一提案とする。ただし、必ずしも全ての建物を使用する必要はなく、施設の一部を使用する提案も可能とする。
- ・別紙1「屋根貸し対象施設一覧表」に掲載の施設は、太陽光発電設備とその付帯設備（以下「発電設備」という）の設置を技術的・構造的に保証するものではなく、設置の可否については、応募者が総合的判断の上決定すること。

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。複数の企業等で構成する連合体（以下「連合体」という。）での参加の場合、その構成者は、本事業に参加する他の連合体の構成者となることはできず、別途単独での参加もできない。

- (1) 日本国内に本社を有する者であること。
- (2) 特別目的会社（SPC）等、新たな会社組織が事業を行う場合は、その母体となる構成事業者による応募で差し支えないが、遅くとも協定締結前には事業を実施する新会社を設立すること。
- (3) 連合体、又は(2)の新会社設立前の構成事業者による応募の場合は、応募及び事業に必要な諸手続等を一貫して担当する事業者をあらかじめ定めること。また、連合体等の構成員の役割分担を明確にし、発電設備の所有及び管理の主体を一元化すること。
- (4) 市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。又は、協定締結までに、深谷市物品売買等競争入札参加資格者名簿への登載の手続きを完了することが出来る者であること。
- (5) 法人市民税に滞納がない者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本事業に参加しようとする者であること。
- (10) 本事業の募集公表から協定締結までの間に、深谷市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱、及び深谷市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名停止、又は指名除外の措置を受けていないこと。

市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本事業の募集公表の日から協定締結までの間に、深谷市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱及び深谷市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名停止又は指名除外の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

4 協定の締結

市は、応募者より提出された企画提案内容等を審査し、本事業を実施する者（以下「候補者」という。）を決定する。

事業期間は、応募者の提案により 21 年以内（発電設備の設置・撤去期間を含む。）とし、施設ごとに協定書で定めるものとする。

5 施設の使用許可

候補者は、市と事業実施に関する協定を締結した後に、行政財産の使用許可を受ける。ただし、行政財産使用許可の期間は 1 年以内とし、毎年度、許可申請の手続きを行うものとする。当該許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、市施設の屋根を借り受け、本事業を行う。

- (1) 市施設の使用許可期間は、当該施設の使用許可の始期から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 許可事業者は、使用条件を変更することなく、平成 28 年 4 月 1 日を始期として、発電設備の発電開始日から 20 年以内の期間で、1 年を単位として、毎年度許可を申請することができる。なお、協定内容等の変更により、行政財産使用許可の内容に変更が生じる場合は、許可期間中であっても、許可を取り直すこととする。

6 使用料

- (1) 市施設の使用料は応募者の提案する額とする。
- (2) 使用料は、発電設備を設置する面積に応じて、水平投影面積で算定する。使用する面積の算定については、間隔を空けて発電設備を設置する場合は、その隙間の面積を含むものとする。
- (3) 使用料を納付する時期及び額は、初年度は使用を許可したのちに、年額のうち使用許可期間に対する日割りの額を速やかに納付することとし、翌年度以降は年額を 4 月末までに納付すること。ただし、事業の最終年度で、使用許可期間が一年に満たない場合は、年額のうち使用許可期間分を日割りで計算した額を納付することとし、支払い時期は市と許可事業者で協議することとする。

7 発電設備の設置にあたっての条件

- (1) 発電設備の設置にあたっては、屋根等に穴を開けない工法を優先的に検討し提案すること。
- (2) 発電設備の設置及び管理にあたっては、市施設及び設備の維持管理の妨げとならないよう、以下に示す事項を遵守すること。
 - ア 設置及び管理にあたっては、市施設の稼働に影響を与えないような施工方法、設置場所等について市と十分協議するとともに、市施設の構造、設備等に損害を与えないよう十分注意し、必要に応じた対策を行うこと。万が一損害が生じた場合は、許可事業者の責任において速やかに原状復帰すること。
 - イ 発電設備の瑕疵を原因として、第三者に損害を与えたときは、許可事業者がその損害を賠償する義務を負うものとする。
 - ウ 太陽光パネルによる光害やパワーコンディショナによる騒音等について、周辺住民の生活環境に十分配慮すること。
- (3) 発電設備設置時及び事業期間内において、屋根等を加工する場合は、これに起因する雨漏りが起こらないように対策を講じること。必要な防水施工を行う場合は、防水施工者からの保証を得られるものとする。また、その方法については、市と事前協議を行うこと。

万が一、発電設備の設置に起因する雨漏り等が生じた場合は、許可事業者の責任において速やかに原状復帰すること。また、原因が分からない場合においても、経年劣化によるものか、発電設備の設置によるものかを判断する必要がある場合は、その究明に協力すること。
- (4) 市から提示する設計図等をもとに、設置しようとする発電設備等の重量の増加に対して屋根等の耐久性に問題がないことや、地震力、風圧力その他の外力に対して安全であることを構造計算等により確認すること。候補者として決定された場合は、耐久性や安全性等の確認結果を報告すること。
- (5) 発電設備等について、企画提案書提出時点で、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）」（グリーン購入法）において国が示す、最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」への配慮に努めること。
- (6) 発電設備の設計、材料、工事、維持管理、各種手続き等事業に係る一切の費用は、許可事業者が負担すること。
- (7) 発電設備の設置及び保守管理の作業等は、市と協議の上、日程を決定すること。
- (8) 発電設備を設置した施設における、改修工事の養生等による一時的な発電量の減少及び停止について、許可事業者はそれを承諾するものとし、売電収入の損失に対する補償は行わない。

- (9) 天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令改正等、市及び許可事業者の責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）が発生した場合、早急に必要な対応措置を講ずるとともに、市と協議を行い、不可抗力により発生する損害を最小限にするよう努力することとする。
- 不可抗力の発生により、発電設備、及び施設に被害が発生した場合は、市及び許可事業者の立会のもと被害状況の確認を行った上で、不可抗力の判定や復旧費用負担等及び事業の継続性等について協議することとする。
- (10) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）」等の関係法令を遵守すること。
- (11) 災害時や非常時には、太陽光発電による電力を市が無償で使用することができるようにすること。
- (12) 発電設備は、事業終了時又は、「9 協定の解除及び使用許可の取り消し」に掲げる事業の取り消し時には、許可事業者の負担と責任において撤去し、屋根を原状に復して使用部分を返還すること。ただし、一定期間の性能保証、サポート等が確保されているなどの条件により、施設管理者へ発電設備を無償譲渡することを、施設管理者が認める場合は、この限りではない。
- (13) 毎年 5 月末までに、前年度の発電量実績を、市に報告すること。
- (14) 発電設備に賦課される公租公課は、許可事業者において負担すること。
- (15) 工事の施工及び保守管理に関して、他の業者へ発注する業務等については、市内事業者を活用するよう配慮すること。

8 売電方法

売電方法は、再エネ特措法に基づき、原則として、発電した電気の全量を電気事業者へ売電すること。

9 協定の解除及び使用許可の取り消し

市は、次の各号に該当したときは、協定の解除及び当該施設の使用許可の取り消しをすることができる。ただし、この場合に許可事業者に損失が生じても、市はその補償をしない。

- (1) 発電設備の発電を終了したとき
- (2) 市施設を指定された目的以外の用途に使用したとき
- (3) 発電設備の適切な維持管理を怠ったとき
- (4) 使用許可の権利を第三者に譲渡又は転貸したとき
- (5) その他公募要領等で定める使用許可条件に反したとき
- (6) 市施設の統廃合等による、取り壊し、第三者への移譲売却等により、事業の継続が困難となったとき
- (7) その他市において必要があるとき

10 募集のスケジュール（予定）

- | | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| (1) 募集公表 | 平成26年 9月 9日(火) |
| (2) 現地見学会参加者受付 | 平成26年 9月24日(水) 午後5時まで |
| (3) 現地見学会 | 平成26年 9月29日(月)・30日(火)・10月1日(水) |
| (4) 質問受付 | 平成26年 10月 3日(金) 午後5時まで |
| (5) 質問への回答 | 平成26年 10月10日(金) |
| (6) 設計図書の閲覧 | 平成26年 10月22日(水)まで |
| (7) 企画提案書等受付 | 平成26年 10月16日(木)から
10月22日(水)午後5時まで |
| (8) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング） | 平成26年 11月上旬 |
| (9) 候補者の決定 | 平成26年 11月中旬 |

11 設計図書等の閲覧

各施設の設計図書については、公募開始の日から平成26年10月22日（水）までの、土日祝日を除く平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、別紙1「屋根貸し対象施設一覧表」に示す、担当課（「19 担当部署(2)」に示す場所）の窓口で閲覧することができる。閲覧を希望する場合は、事前に消防総務課、教育施設課と、来庁日時について調整の上、来庁すること。

公募段階での設計図書等の貸出及び複写は認めないが、写真撮影は認める。また、状況に応じて複数業者の時間帯が同時になる場合もあるので予め承知すること。

設計図書は概ね JIS 規格 A0～A1 版の冊子状である。

12 現地見学会

次のとおり現地見学会を行うこととする。応募者は、原則として、応募する対象施設の現地見学会に参加し、現地を十分踏まえた上で、企画提案書等を作成すること。

(1) 日程

平成26年9月29日（月）から10月1日（水）までの間で、別紙1「屋根貸し対象施設一覧表」に示した日時

(2) 申込方法

以下の方法により申し込むこと。なお、必ず電話で送達の連絡をすること。

ア 提出書類 現地見学会申込書(様式1)

イ 提出先 環境課（「19 担当部署(1)」に示す場所）

ウ 提出期限 平成26年9月24日（水）午後5時まで

※提出期限後に到着した、現地見学会申込書は無効とする。

エ 提出方法 電子メール、FAX、窓口への直接提出 のいずれか

※直接窓口へ提出する場合、受付は、土日祝日を除く平日の午前8時30分～午後5時までとする。ただし、正午～午後1時を除く。

(3) 条件等

- ア 参加できる人数は、1 事業者（連合体で申し込む場合、1つの連合体で1事業者とみなす。以下同じ。）2名までとする。
- イ 敷地に限りがあるため、自動車で来場する場合、1事業者あたり1台までとする。なお、大型車などの乗り入れは認めない。
- ウ 原則として現地見学会では質問を受け付けない。
- エ 発電設備設置位置にアクセスできる施設において、タラップ等を用いて昇降する必要があるため、当日は作業及び移動のしやすい服装・履物を着用し、安全装備（必要に応じて、ヘルメット等。）を用意の上、集合すること。なお、施設内で上履きが必要な場合もある。
- オ 現状の設備の都合で発電設備設置位置へアクセスできない施設もある。この場合は、可能な限り隣接建物からの見学を行う。ただし、この場合でも設置面が完全に見えない場合もあるので予め承知すること。
- カ 施設内及び学校用地内は、全面禁煙とする。
- キ 雨天、強風、緊急事態等により、屋根へのアクセスが危険と判断されるような場合においては、日程を変更する場合がある。

1 3 企画提案にあたっての質問及び回答

企画提案にあたっての質問がある場合は、以下の方法により提出すること。なお、質問を提出した場合には、電話で提出の旨を連絡すること。

- (1) 提出書類 質問票(様式2)
- (2) 提出先 環境課（「19 担当部署(1)」に示す場所）
- (3) 提出期限 平成 26 年 10 月 3 日(金)午後 5 時まで
- (4) 提出方法 電子メール又は FAX
- (5) 注意事項

- ア 電子メールの表題に「企画提案にあたっての質問」と明記すること。
- イ 電子メールで送信する際、マイクロソフトワード形式で添付すること。
- ウ 質問に対する回答は、平成 26 年 10 月 10 日(金)に、各応募者に電子メールで通知するとともに市ホームページへ掲載する。
- エ 公募要領の補足等が追加されることもあるので、企画提案書等の提出前に必ず、市ホームページを確認すること。

※市ホームページの URL

<http://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kankyosuido>

</kankyo/tanto/kankyo/1403225883594.html>

14 応募申請書及び企画提案書等の提出

(1) 応募者は、提出書類を以下により提出すること。

ア 提出書類

以下の書類を、インデックス等で分類し、ファイルに綴じて提出すること。

(ア) 応募申請書(様式3)

(イ) 太陽光発電システム設置場所一覧(様式4)

(ウ) 参加者情報(様式5)

※連合体、又は新会社設立前の構成事業者による応募の場合は、構成者がそれぞれ作成すること。

※以下の a~g の書類を添付すること。

※会社等の設立より3期未満の場合、d~g は、設立から直近までのものを提出すること。

a 法人登記簿謄本(3か月以内のもの)

b 最新決算年度の事業報告書

c 法人市民税の納税証明書(3か月以内のもの)

・本社が所在する地方自治体で発行されたもの

d 貸借対照表(直近3期)

e 損益計算書(直近3期)

f キャッシュフロー計算書(直近3期)

g 株主資本等変動計算書および個別注記表(直近3期)

(エ) 企画提案書(共通)(様式6)

(オ) 企画提案書(施設別)(様式7) ※施設ごとに作成し提出すること。

※以下の a~d の書類を添付すること。

a 配置図・配線図(任意様式)

b 設備整備費明細書(様式8)

c 収支計画(任意様式)

d 事業スケジュール(任意様式)

(カ) 誓約書(様式9)

イ 提出先 環境課(「19 担当部署(1)」に示す場所)

ウ 提出部数 13部(1部を社名入り、12部を社名抜きにする)

エ 提出期間 平成26年10月16日(木)~10月22日(水)

・土日を除く平日の午前8時30分~午後5時までとする。

・ただし、正午~午後1時を除く。

・提出期限後に到着した応募申請書等は無効とする。

オ 提出方法 窓口への直接提出

(2) 提出書類について

- ア 提出された書類の差替えや再提出を認めない(市から指示があった場合を除く)。
- イ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- ウ 著作権は、応募者に帰属する。ただし、深谷市情報公開条例(平成 18 年深谷市条例 第 13 号)に基づく情報公開請求の対象となる他、公表等が特に必要と認められる場合は、市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- エ ウを除き、提出された企画提案書等は、本事業における候補者の選定以外の目的では使用しない。
- オ 提出された企画提案書等は返却しない。
- カ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

15 審査

(1) 審査方法

市が別に定める委員等で構成する「市有施設屋根貸し太陽光発電事業者等選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書に基づき、審査を行う。

候補者の選定に当たっては、「(2)審査基準」の審査項目及び審査内容に基づき、提出書類、及び応募者のプレゼンテーションと選定委員によるヒアリングによって審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。プレゼンテーションおよびヒアリングによる審査については、一応募者あたり、出席人数は3人以内、時間は30分程度を予定している。

評価は応募者ごとに行い、得点の高い応募者から順に、希望する施設の候補者とする。そのため、得点が2番目以降の応募者は、希望した施設のうち、一部の施設の候補者として選定されることもある。

なお、「3 応募資格」に示した資格がないと認められた者には、その旨及びその理由を書面により通知し、その者が提出した企画提案書は審査しない。また、委員に対して、選定にかかる接触を行ったと認められた場合は失格とし、選定しない。

(2) 審査基準

企画提案の審査基準は、下表のとおりとし、総得点が高い者を候補者として決定する。次点候補者も併せて選考する。

ただし、審査項目の「事業の遂行」の得点について、各審査内容の得点が一つでも配点の3割以下だった場合や、総得点が40点以下の場合は選定しない。

また、応募者が一者の場合においても審査を実施するものとし、その場合も同様の得点基準とする。

審査項目	審査内容	配点
市施設の使用料 (20点)	【1 使用料】 使用料の額は、事業収支の見込み等を考慮し、適正かつ誠実に算出されているか。	20
事業の遂行 (50点)	【2 経営】 経営が安定しており、運営能力があると認められるか。	15
	【3 施工】 施工方法（構造上の安全性の確認方法、防水工事を含む。）、安全対策等は適切か。	15
	【4 保証等】 工事施工及び工事部分の防水施工に係る、保証期間及び補償内容は十分か。契約を予定している損害保険等の内容は十分か。	5
	【5 手続き・スケジュール】 事業期間、関係法令等の手続きなど、事業実施のスケジュールは妥当か。	5
	【6 設置後の管理】 保守・維持管理等の対応、緊急時の対応や雨漏りにかかる対応は妥当か。	10
市行政施策への提案 (30点)	【7 災害時】 災害時や非常時に安定的に電力を供給できる提案がされているか	5
	【8 環境教育等】 市民等に対する環境教育の啓発に資する具体的な方策の提案がされているか。	10
	【9 市内事業者】 市内事業者の活用について貢献はあるか。	15

(3) 候補者の決定

市は、選定委員会の審査結果に基づき、施設ごとの候補者を決定する。結果については、それぞれの応募者に書面にて通知する。

16 選定後の手続き

(1) 協定書の締結

市は、企画提案書を基に、候補者と協定内容について協議し、協定を締結する。その際には、「7 発電設備の設置にあたっての条件(4)」において行った安全性についての確認結果を、報告すること。

なお、協定の内容が合意に至らず、協定締結の可能性がないと市が判断したときは、候補者との協議を打ち切り、次点候補者と協定内容について協議を行う。この場合、次点候補者への通知は、平成27年2月27日(金)までに行うこととする。

(2) 行政財産使用許可申請及び事業開始

候補者は、協定を締結し、市の行政財産の使用許可を得た上で、設置工事に着手すること。

17 その他

(1) 無効となる提案等

ア 次に該当する提案は、無効とする。

- (ア) 参加資格を有しない者の提案
- (イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (ウ) 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

イ 参加資格があることを確認された者であっても、選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

ウ 連合体、又は新会社設立前の構成事業者で参加する者は、その構成者のうち1者でもア又はイに該当する場合、提案は無効とする。

(2) 企画提案書等の作成等、提案、候補者選定後の手続きに関して、必要となる一切の費用は、応募者の負担とする。

(3) 1施設に対する提案は1者につき1つとし、複数の提案はできない。

(4) 協定書締結内容の履行にあたり、連合体、又は新会社設立前の構成事業者で参加の場合、構成員及び運営形態の変更や役割分担の変更は、原則として認めない。

(5) 応募申請後に辞退する場合は、候補者に決定したのちに辞退する場合も含め、必ず辞退届(様式10)を提出すること。

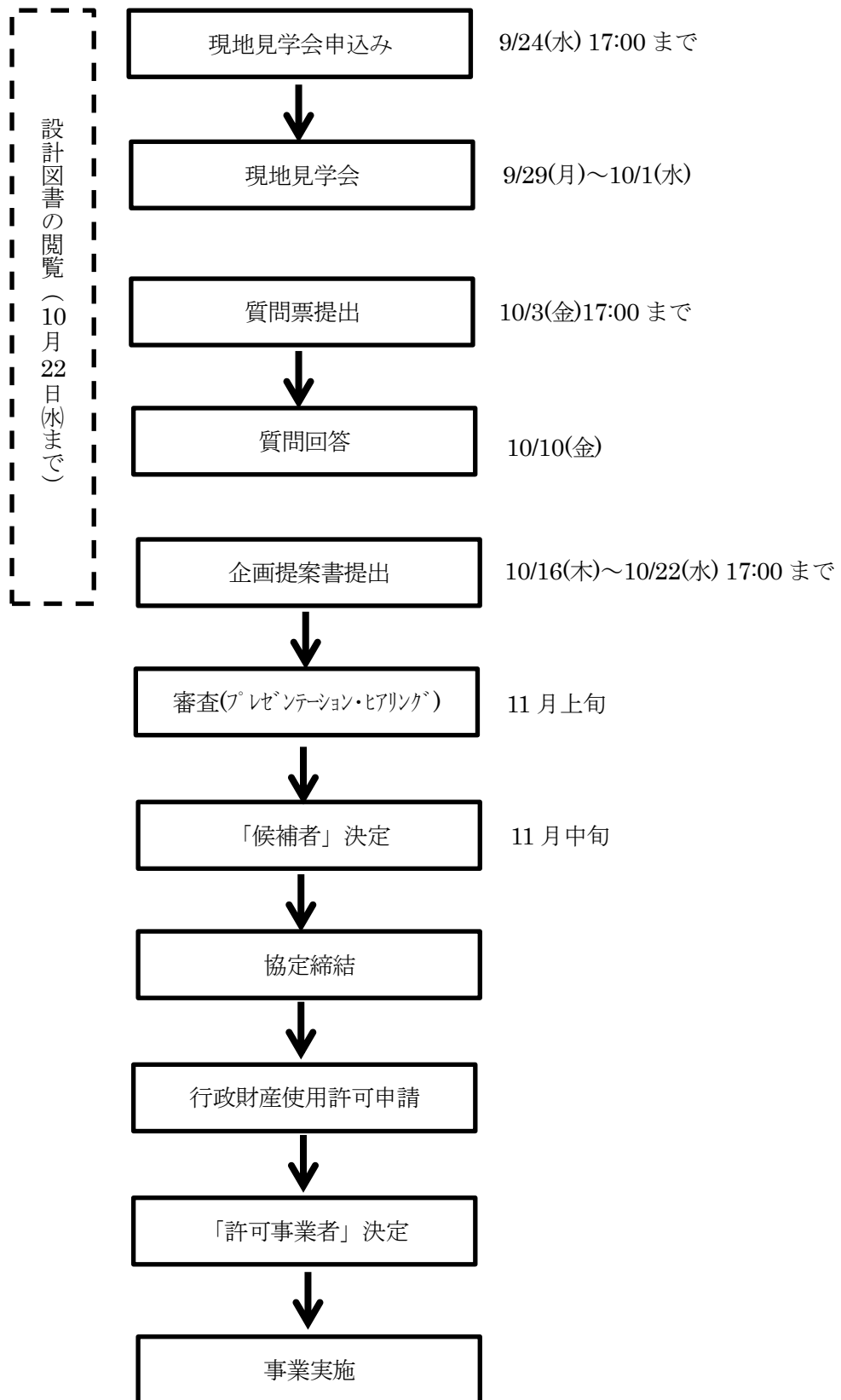
(6) 企画提案書等の提出後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(7) 問合せ等については、原則として電子メール及びFAXによる受付とする。

(8) 電子メールやFAX等の通信事故について、市は一切責任を負わない。

(9) 本事業の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)による。

18 応募の流れ（イメージ図）



19 担当部署

(1) 公募要領・書類の提出に関すること

深谷市環境水道部 環境課 環境政策係

所在地：〒369-0292 深谷市岡 2 3 8 1 - 1 (岡部総合支所内)

電話：048-585-5150 (直通)

土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、正午～午後1時を除く。

FAX：048-585-0165

メールアドレス：kankyo@city.fukaya.saitama.jp

(2) 設計図書の閲覧・施設の構造等に関すること

ア 深谷市消防本部 消防総務課 施設係

所在地：〒366-0822 深谷市上敷免 858

電話：048-571-0900 (直通)

土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、正午～午後1時を除く。

FAX：048-571-0959

メールアドレス：f-somu@city.fukaya.saitama.jp

イ 深谷市教育委員会教育部 教育施設課 施設管理係

所在地：〒366-0823 深谷市本住町 1 7 - 3 (教育庁舎内)

電話：048-573-9280 (直通)

土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、正午～午後1時を除く。

FAX：048-574-5861

メールアドレス：sisetu@city.fukaya.saitama.jp